

第3節

経済外交

1 経済外交の概観

国際社会においては、国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化し、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。世界的に急速な景気の悪化をもたらした新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響の緩和に伴い、世界経済全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、足元では需要回復やウクライナ情勢及び中東情勢の影響なども相まって、物価の高騰が進行している。先行きについても、金融資本市場の変動を始め、新型コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の高止まりなどにより、依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、自由で公正な経済秩序を拡大・発展させる試みを継続した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）⁽¹⁾については、同協定が発効してから初めての加入となる英国の加入議定書が、2024年12月に日本を含む10か国について発効した。インド太平洋経済枠組み（IPEF）⁽²⁾は、交渉立ち上げから約2年半を経て、IPEF サプライチェーン協定、IPEF クリーン経済協

定、IPEF 公正な経済協定及びIPEF 協定の発効に至った。経済協力開発機構（OECD）⁽³⁾においては、日本は10年ぶりにOECD 閣僚理事会の議長国を務め、「変化の流れの共創」のテーマの下、より良い未来の共創のためにOECD が果たす役割について、議論を主導した。多角的貿易体制の礎である世界貿易機関（WTO）⁽⁴⁾では、「電子商取引に関する協定」の交渉が有志国により進められ、同協定に係るテキストが公表された。

また、外務省は官民連携の推進による日本企業の海外展開支援にも一層注力しており、「グローバル・サウス」の活力を取り込んでいくため、複数の公館において経済広域担当官を指名した。

日本は、（ア）経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で公正な経済秩序を広げるためのルール作りや国際機関における取組、（イ）日本企業の海外展開支援と投資・観光客などの海外からの呼び込みを通じた経済の活性化、及び（ウ）経済安全保障の強化を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速するため取組を引き続き進めていく。

(1) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

(3) OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

(4) WTO : World Trade Organization

2 自由で公正な経済秩序を広げるための取組

(1) 経済連携の推進

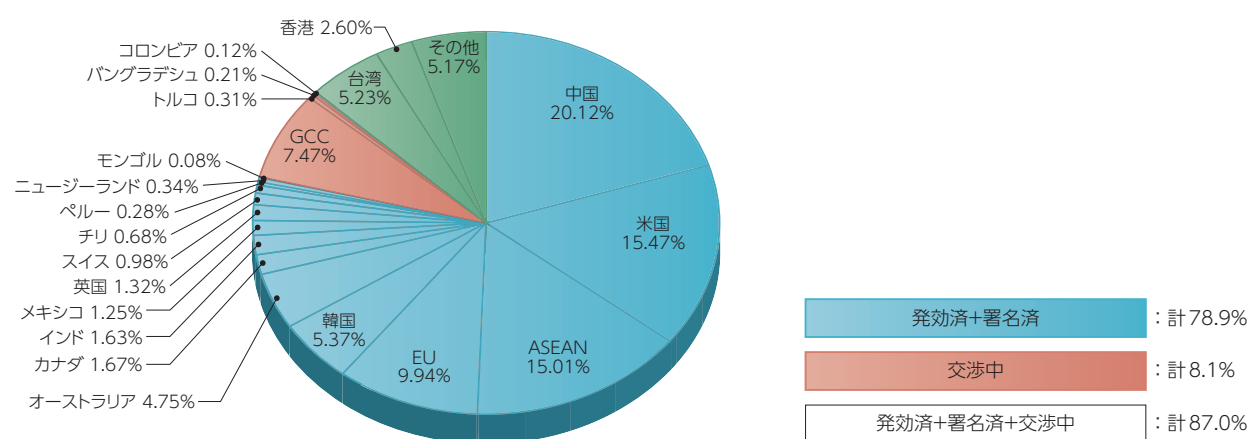
近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが一層顕著となり、さらにはロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢などを原因として、世界経済全体が引き続き混乱に見舞われている。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定／自由貿易協定（EPA／FTA）⁽⁵⁾を重視し、これを着実に推進してきている。

二国間の経済連携協定については、3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、5月、11月、12月にそれぞれ交渉会合を実施した。9月には日・アラブ首長国連邦（UAE）・EPA交渉の開始を決定し、11月に第1回交渉会合を開催した。2009年以降交渉が中断していた日・GCC（湾岸協力理事会）⁽⁶⁾・EPAについては、交渉再開でGCC側と一致したことを

受けて、12月に第1回交渉会合を開催した。日・インドネシアEPAについては、8月に改正議定書への署名が行われた。CPTPPについては、11月に開催された第8回TPP委員会においてコスタリカの加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定されたほか、12月にCPTPPへの英国の加入議定書が日本を含む10か国について発効した。

2024年末時点で、日本の貿易のEPA／FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定／自由貿易協定相手国との貿易額の割合）は約78.9%に達している（出典：2025年財務省貿易統計）。日本としては、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、CPTPPの高い水準の維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）⁽⁷⁾協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

■ 日本の貿易総額に占めるEPA相手国・地域の貿易額割合



出典：財務省貿易統計（2025年1月公表）
 （各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入）

⁽⁵⁾ EPA：Economic Partnership Agreement、FTA：Free Trade Agreement

⁽⁶⁾ 湾岸協力理事会（GCC：Gulf Cooperation Council）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立

⁽⁷⁾ RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership

ア 多数国間協定など**(ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)**

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で高い水準のルールを設定している。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に署名したが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要とされる6か国 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア) が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが、2023年2月にチリが、7月にブルネイが締約国となり、同協定は署名した11か国全てについて発効した。

CPTPPの発効後、閣僚級を含めTPP委員会が8回開催されている。2021年6月の第4回TPP委員会では、同年2月に加入を正式に申請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会 (AWG) の設置が決定され、同年9月に同作業部会の会合が開始された。2023年3月にはCPTPP参加国と英国はオンライン形式で閣僚会合を行い、英国のCPTPP

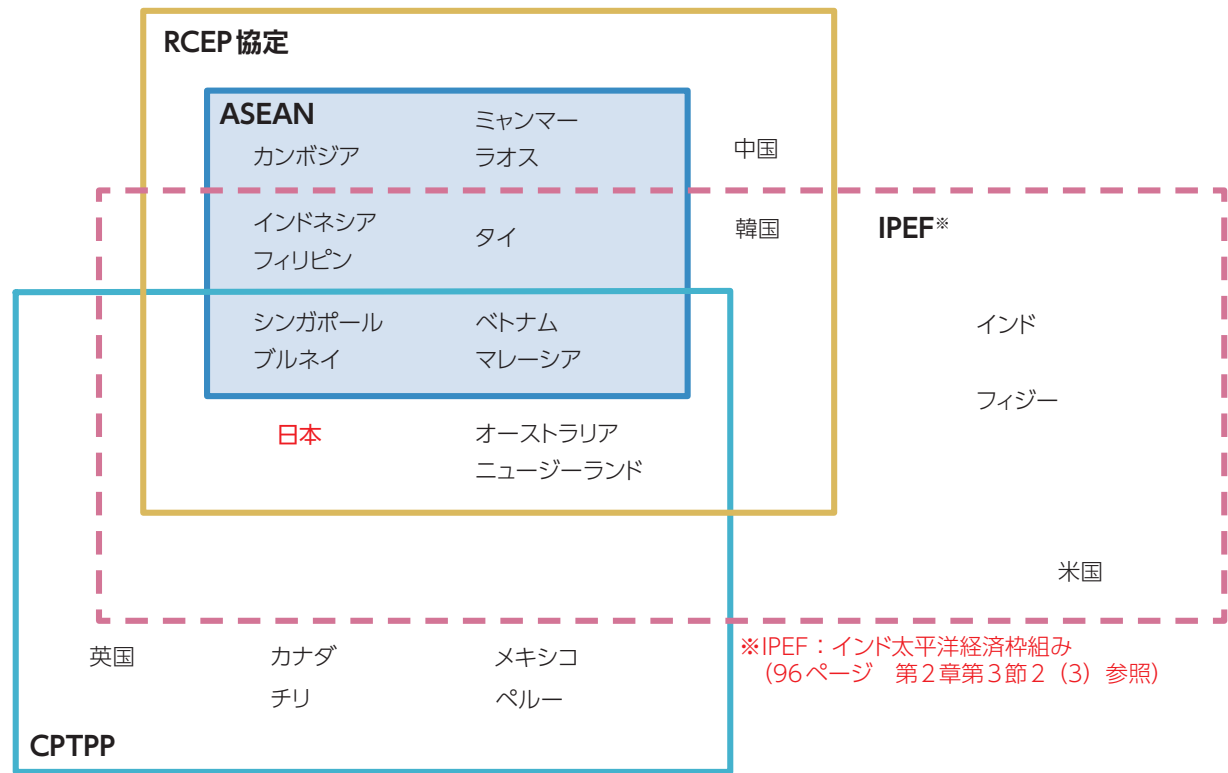
加入交渉の実質的な妥結を確認した。同年7月には第7回TPP委員会がニュージーランドで開催され、英国加入議定書への署名が行われた。同議定書は、交渉の結果を踏まえ、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束など定めている。日本は同議定書を同年12月に第212回国会 (臨時会) で承認し、その後、同議定書は2024年12月に日本を含む10か国について発効した。また、同年11月には第8回TPP委員会がカナダで開催され、2022年8月に加入を正式に要請したコスタリカの加入手続の開始とコスタリカの加入に関する作業部会 (AWG) の設置が決定されたほか、協定の「一般的な見直し」に係る今後の対応について議論された。CPTPPには、2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが、同年12月1日にウルグアイが、2023年5月にウクライナが、2024年9月にインドネシアが加入を要請している。日本は、加入要請を行ったエコノミーがCPTPPの高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていくという意図と能力があるかどうかについて適切に見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

(イ) インド太平洋経済枠組み (IPEF)

IPEFは、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの合計14か国が参加している。2022年5月、バイデン米国大統領の訪日に合わせて東京で立ち上げが発表され、同年9月、米国・ロサンゼルスでのIPEF閣僚級会合において、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの柱が交渉対象として合意された。

2024年2月24日、IPEFサプライチェーン協定が発効した。同年3月のIPEFオンライン

■ インド太平洋地域の多国間経済協定



閣僚級会合に続き、6月、シンガポールにおいて閣僚級会合及び投資家フォーラムが開催された。シンガポール会合では、IPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定及びIPEF協定の署名式が行われたほか、IPEFサプライチェーン協定の実施に関する現状や今後の取組などについて議論された。また、持続可能なインフラや気候変動に係る技術への投資を呼び込むため、民間企業や機関投資家のビジネスマッチングを促進することを目的とした投資家フォーラムでは、IPEFパートナー国の閣僚級のほか、公的融資関係者・政府機関、国際開発金融機関、機関投資家、民間企業関係者などが参加する中、インド太平洋地域のクリーン経済に関してパネルディスカッションなどが行われた。さらに9月、IPEFオンライン閣僚級会合が開催され、10月11日、IPEFクリーン経済協定及びIPEF協定が、また、同月12日、IPEF公正な経済協定が発効した。

日本としては、インド太平洋地域における協

力、安定、繁栄、開発及び平和に貢献するため、引き続き、他のパートナー国と共に取り組んでいく。

(ウ) 日EU経済連携協定（EPA）

2019年2月、当時の世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国（全体の10.3%）かつ第三の輸入相手国（10.3%）（いずれも2023年時点）となる重要なパートナーである。

2024年7月には、閣僚間で日EU・EPA合同委員会第5回会合を開催し、発効5周年を迎えた日EU・EPAが様々な分野で着実に実施されていることを歓迎し、衛生植物検疫措置（SPS）⁽⁸⁾、地理的表示（GI）、政府調達、規制協力、貿易及び持続可能な開発の分野などに係る進捗について意見交換を行った。また、同月1日には日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含める改正議定書が発効した。

(8) Sanitary and Phytosanitary Measures

今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日EU経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(エ) 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

英国のEU離脱を機に2021年1月に発効した日英EPAは、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーである日英関係を経済面で一層深化させるための重要な礎となっている。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が結ぶEPAの中で初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための章を設けており、日英政府協力の下、7月に日英EPA・女性経営者セミナーを開催した。

今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日英経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(オ) 日・GCC経済連携協定（EPA）

湾岸協力理事会（GCC）とのEPAの締結は、その関税削減効果やルール面の改善によるビジネス環境改善に加え、エネルギー安全保障の観点からも重要である。

日本とGCCとの間のEPA交渉は2006年に開始され、その後2009年に中断されたが、2023年7月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィGCC事務総長との間で2024年中の交渉再開で一致したことを受け、同年12月に交渉再開後の第1回交渉会合がリヤド（サウジアラビア）で開催された。

日・GCC・EPAはGCC諸国が進める産業多角化、脱石油依存に向けた社会経済改革の力

強い後押しとなり、日本とGCCの更なる関係強化に資することが期待される。

(カ) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドが参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、2024年末までに合計8回の合同委員会及び3回の閣僚会合が開催された。日本としては、RCEP協定の透明性のある履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるため、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

(キ) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

アジア太平洋経済協力（APEC）⁽⁹⁾の中長期的な方向性を示す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」（2020年に採択）は、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）⁽¹⁰⁾のアジェンダに関する作業などを通じて、市場主導型による地域の経済統合を推し進める」と記述している。2022年には、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」が策定され、FTAAPアジェンダを具体化する作業が進められている。

日本はこれまで、経済連携協定（EPA）における「競争章」や競争に関する政策ワーク

(9) APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

(10) FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

ショップを行い、FTAAPアジェンダに関する知見の共有や能力構築支援に貢献してきた。

2024年のペルーでのAPEC首脳会議において「FTAAPアジェンダの新たな視点に関するイチマ⁽¹¹⁾声明」が採択され、市場主導型の経済統合を推進することがAPECの主要な目的であること、またFTAAPアジェンダの進展を支援することが確認された。また、既存の自由貿易協定などを踏まえ、税関手続、投資円滑化、デジタル貿易、競争政策、国有企業、労働などの分野について検討する新たなプログラムを開始することが明記された。

イ 二国間協定

(ア) 日・トルコ経済連携協定 (EPA)

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。両国の経済界から日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示される中、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意し、2024年12月末までに17回の交渉会合が開催された。トルコは、これまでに20以上の国・地域とEPA/FTAを締結しており、EPA締結を通じて日本企業の競争条件が整備されることが期待される。

(イ) 日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA)

バングラデシュは、伝統的な親日国であり、経済協力関係を中心に友好な関係を築いてきている。2023年4月には、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、両国の経済関係は近年更に発展してきている。こうした状況を踏まえ、両国の貿易拡大やルール整備による投資環境改善などを目指し、2024年3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、同年5月に第1回交渉会合、11月に第2回交渉会合、12月に第3回交渉会合を開催した。

日・バングラデシュEPAの締結は、二国間

の経済関係を更に発展させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現や日本の南アジアにおけるプレゼンス増大をもたらすことが期待される。

(ウ) 日・アラブ首長国連邦 (UAE) 経済連携協定 (EPA)

UAEは日本にとってエネルギー安全保障上重要な戦略的パートナーであり、近年は「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」の枠組みの下、多岐にわたる分野で協力を推進してきている。

9月、両国は、日・UAE・EPAの交渉を開始することを決定し、11月に第1回の交渉会合を開催した。日・UAE間において、並行して交渉が行われる日・GCC・EPAに加えて、EPAを締結することにより、貿易・投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の一層の強化などに資することが期待される。

ウ その他の発効済みの経済連携協定 (EPA)

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。日・インドネシアEPAについては、2023年12月に開催された日・インドネシア首脳会談において、日・インドネシア経済連携協定改正議定書の交渉が大筋合意に至ったことが確認され、2024年8月に同改正議定書への署名が行われた。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、2024年度までの累計受入れ人数は、それぞれ、インドネシア4,259人、フィリピン3,837人及びベトナム1,944人となっている。また、2023年度までの3か国の累計国家試験合格者数は、看護師は666人、介護福祉士は3,118人である。

(11) イチマ：ペルー古代文明の地の名称

■ 投資関連協定^(注)の現状(2025年2月時点)

(自)：「自由化型」協定 ()：発効年

交渉中

投資協定	投資章を含むEPA/FTA
1 アルジェリア	1 GCC
2 カタール	2 日中韓
3 ガーナ	3 トルコ
4 タンザニア	4 バングラデシュ
5 トルクメニスタン	5 アラブ首長国連邦
6 セネガル	
7 キルギス	
8 ナイジェリア	
9 エチオピア	
10 タジキスタン	
11 EU	
12 パラグアイ	
13 アゼルバイジャン	
14 ウクライナ(改正)	
15 セルビア	
16 チュニジア	

署名済・未発効

- ・ TPP 協定^(注) (2016年2月署名、承認済) (EPA) ^(自)
 - ・ アルゼンチン(2018年12月署名、承認済) ^(自)
 - ・ ザンビア(2025年2月署名、未承認)
- ^(注) TPP 協定：環太平洋パートナーシップ協定

発効済(終了したものを除く。)

投資協定	(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成		投資章を含むEPA
1 エジプト(1978)	14 ペルー(2009) ^(自)	27 オマーン(2017)	1 シンガポール(2002) ^(自)
2 スリランカ(1982)	15 パプアニューギニア(2014)	28 ケニア(2017)	2 メキシコ(2005) ^(自)
3 中国(1989)	16 クウェート(2014) ^(自)	29 イスラエル(2017) ^(自)	3 マレーシア(2006) ^(自)
4 トルコ(1993)	17 イラク(2014)	30 アルメニア(2019) ^(自)	4 チリ(2007) ^(自)
5 香港(1997)	18 日中韓(2014)	31 ヨルダン(2020)	5 タイ(2007) ^(自)
6 パキスタン(2002)	19 ミャンマー(2014) ^(自)	32 アラブ首長国連邦(2020)	6 ブルネイ(2008) ^(自)
7 バングラデシュ(1999)	20 モザンビーク(2014) ^(自)	33 コートジボワール(2021) ^(自)	7 インドネシア(2008) ^(自)
8 ロシア(2000)	21 コロンビア(2015) ^(自)	34 ジョージア(2021) ^(自)	8 フィリピン(2008) ^(自)
9 韓国(2003) ^(自)	22 カザフスタン(2015)	35 モロッコ(2022)	9 スイス(2009) ^(自)
10 ベトナム(2004) ^(自)	23 ウクライナ(2015)	36 パーレーン(2023)	
11 カンボジア(2008) ^(自)	24 サウジアラビア(2017)	37 アンゴラ(2024) ^(自)	
12 ラオス(2008) ^(自)	25 ウルグアイ(2017) ^(自)		
13 ウズベキスタン(2009) ^(自)	26 イラン(2017)		

(注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

(注1) CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
(注2) 改正議定書の発効年
(注3) RCEP 協定：地域的な包括的経済連携協定

Ⅱ 投資関連協定

投資関連協定(投資協定及び投資章を含むEPA/FTA)は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2024年2月には、日・ウクライナ投資協定の改正交渉の開始を決定し、7月、日・セルビア投資協定の交渉開始を決定、同月には日・アンゴラ投資協定が発効し、12月、日・チュニジア投資協定の交渉開始を決定した。2025年2月、日・ザンビア投資協定に署名した。2025年2月末時点で、発効済みの投資関連協定が54本(投資協定37本、EPA17本)、署名済み・未発効

となっている投資関連協定が3本(投資協定2本、EPA1本)あり、これらを合わせると57本となり、82の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると96の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる⁽¹²⁾。

Ⅲ 租税条約／社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去(例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免)や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの拡充に努めている。

2024年には、アルジェリアとの租税条約(1月)及びギリシャとの租税条約(12月)が発行

(12) 財務省「直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)」(2023年末時点)

した。また、ウクライナとの新租税条約（全面改正）（2月）、トルクメニスタンとの新租税条約（全面改正）（12月）及びアルメニアとの新租税条約（全面改正）が署名された。同年12月時点で、日本は87本の租税条約などを締結しており、155か国・地域との間で適用されている。

（イ）社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金受給資格の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2024年12月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は24か国である。

（2）国際機関における取組

ア 世界貿易機関(WTO)

（ア）WTOが直面する課題とWTO改革

WTOは、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の基盤として、日本及び世界の経済成長に貢献してきた。現在、世界が地政学的挑戦にさらされ、デジタル貿易の発展などの世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にも直面する中、WTOがこれらの危機や課題に十分に対応できていないことも事実であり、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため、WTO改革の必要性が一層強く認識されている。

こうした中、日本は、（1）時代に即したルール形成、（2）紛争解決制度改革、（3）協定の履行監視機能の強化、の3本柱から成るWTO改革に向けた国際的取組を推進している。

（イ）第13回WTO閣僚会議（MC13）の開催

2月26日から3月2日まで、UAEのアブダビにおいて第13回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC13）が開催された。MC13では、

世界経済が直面する新たな課題を踏まえ、国際貿易秩序の礎として、WTOが果たす役割や今後の取組の方向性について議論された。外務省からは辻清人外務副大臣が参加し、オコンジョWTO事務局長や各国の代表との個別の会談を積極的に行い、MC13の成果に向けた意見調整に努めた。

MC13の具体的な成果としては、WTO改革について、これまでの進展を確認するとともに、今後とも改革を不断に推進していくことで一致し、特に紛争解決制度改革については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として、議論を加速することに一致した。さらに、1998年以降、WTOにおいて継続して延長されてきた、電子的送信に対する関税不賦課モラトリウムについても、2026年3月の次回閣僚会議（MC14）⁽¹³⁾まで延長することが決定された。また、MC13では、コモロ及び東ティモールのWTO新規加盟が決定された⁽¹⁴⁾。MC13の成果として、これらの成果を確認する閣僚宣言が採択された。

なお、WTOではコンセンサスでの決定を基本とするため、MC13では、当初合意が期待されていた分野において、一部の国の反対によりコンセンサスが形成されずに成果を出すことができなかった。加盟国が多様化する中でのWTOにおける成果達成の難しさが改めて浮き彫りとなった。

（ウ）時代に即したルール形成

2022年6月の第12回WTO閣僚会議(MC12)の際に採択された漁業補助金協定は、違法・無報告・無規制（IUU）⁽¹⁵⁾漁業につながる補助金の禁止などにより海洋生物資源の持続可能な利用の実現を目指すものであり、既に同協定を受諾している日本は、その発効に必要な全加盟国の3分の2の受諾の確保に向けて、未受諾国に粘り強く働きかけを行っている。また、包括的

⁽¹³⁾ 第14回閣僚会議は2026年3月26日から29日に開催予定

⁽¹⁴⁾ コモロは8月21日、東ティモールは8月30日にそれぞれWTOに正式に加盟した。

⁽¹⁵⁾ IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

規律の規定を目指す漁業補助金協定の第二段階交渉についても、早期の交渉妥結に向けて建設的に議論に関与している。

日本は、漁業補助金協定のようなWTO全加盟国によるルール形成に加え、有志国によるルール形成の新たな取組として共同声明イニシアティブ（JSI）⁽¹⁶⁾を推進している。JSIには主に、投資円滑化、電子商取引及びサービス国内規制の三つの分野がある。投資円滑化については、MC13の機会に「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉終了を宣言し、その後、同協定をWTO協定の附属書として組み込むため、日本も各国に呼びかけを行った。電子商取引については、日本はオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として議論を主導し、2024年7月、「電子商取引に関する協定」のテキストを公表することに貢献した。また、2021年12月に有志国間で交渉が妥結したサービス国内規制に関する新たな規律については、2024年2月に、各参加国が新たな規律を追加的に約束するためのWTO加盟国間の手続が完了し、WTOにおける有志国でのルール作りの具体的な成果となった。

（エ）紛争処理

WTOの紛争解決制度は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための手続であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、上級委員会（最終審に相当）は審議に必要な委員数を確保できず、「機能停止」状態にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。日本は2023年3月に、暫定的に上級委員会の機能を代替する枠組みとして2020年に有志国が立ち上げた多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）に参加したが、MPIA参加後も引き続き紛争解決制度改革の議論に積極的に参加している。

2024年12月末時点で、WTOの紛争解決手続には、4件の日本の当事国案件が付託されて

おり、2024年には以下の動きがあった。

2021年に日本が中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置について申し立てた案件では、2023年6月、当該措置はWTO協定と非整合的であるとして、措置の是正を勧告するパネル報告書が配布され、7月のWTO紛争解決機関（DSB）会合において採択された。また、10月、日中両国は、中国による当該措置の是正期限を2024年5月8日とすることで合意した。その後、中国は、DSB勧告の履行のために再調査を行った結果、同年5月、措置を継続することを発表した。7月、中国は同措置についてサンセット・レビュー（ダンピング防止措置の継続の必要性に関する調査）の調査開始を公表したが、日本製品は同調査の対象とならず、日本に対するダンピング防止措置は終了した。

イ 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とし、「共通の価値」を有する加盟国（38か国）で構成される国際機関である。OECDは経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

（イ）2024年OECD閣僚理事会

OECD加盟60周年を迎えた日本が10年ぶりに議長国を務めた2024年の閣僚理事会は5月2日及び3日にパリ（フランス）で開催され、「変化の流れの共創」のテーマの下、日本からは岸田総理大臣と上川外務大臣を含む6人の閣僚が出席した。

議長国基調演説では、岸田総理大臣から、国

⁽¹⁶⁾ 共同声明イニシアティブ（Joint Statement Initiatives）とは、複数の有志国が発出した共同声明に基づく取組のことを指し、2017年12月の第11回WTO閣僚会議で採択された中で主に、（1）サービス国内規制、（2）電子商取引及び（3）投資円滑化の取組がある。



OECD 閣僚理事会開会式で議長国基調演説を行う岸田総理大臣
(5月2日、フランス・パリ 写真提供：首相官邸ホームページ)



東南アジア地域プログラム 10 周年記念式典に出席する岸田総理大臣
(5月2日、フランス・パリ 写真提供：首相官邸ホームページ)

際経済がインフレ、エネルギーや食料の供給途絶、サプライチェーン分断などのリスクに直面する中、「変化の流れの共創」の精神の下に結束し、国際社会が直面する危機を乗り越える重要性を強調した。また、日本の OECD 加盟から 60 年が経ち、国際社会が多極化や分断と紛争に直面する中、「共通の価値」を持つ加盟国で構成される OECD が、東南アジア地域を始め、世界の様々な地域の非加盟国にアウトリーチしていく重要性を指摘した。

(ウ) 各分野での取組

OECD は、経済・社会分野におけるルールや規範を形成し、また、G20、G7、APEC など、ほかの国際フォーラムとの連携を深め、新興国へのルール・規範の普及にも重要な役割を果たしている。具体的には、国際課税制度の見直し

の議論を主導しているほか、人工知能 (AI) やコーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」⁽¹⁷⁾ の普及・実施、援助協調などの取組を行っている。

(エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

世界経済におけるインド太平洋地域の比重が増す中、インドネシアを始めとする東南アジアの新興国との関係を強化し、OECD のルール・規範を普及させることが OECD の重要な課題となっている。こうした文脈において、OECD は、東南アジア地域プログラム (SEARP)⁽¹⁸⁾ を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでおり、その具体的成果として、2 月には東南アジアから初めてとなるインドネシアの OECD 加盟審査の開始が決定し、6 月にはタイの加盟審査の開始が決定した。

2024 年の閣僚理事会では、SEARP10 周年記念式典を開催し、岸田総理大臣から、信頼できるデータと分析という OECD の強みを東南アジアの持続可能な成長につなげるため、「日本 OECD・ASEAN パートナiership・プログラム (JOAPP)」の立ち上げを表明した。

日本は今後も、OECD 東京センターや、独立行政法人国際協力機構 (JICA) の技術協力を活用しながら、東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2024 年現在、日本は、OECD の本体予算 (分担金) の 8.5% (米国 (18.3%) に次ぎ全加盟国中第 2 位) を負担している。また日本は代々事務次長の一人を輩出しているほか (現在は武内良樹事務次長)、事務局には 2023 年末時点で 88 人の邦人職員が勤務している。

(3) 知的財産の保護

技術革新を促進し、これを通じた経済成長を実現する上で、知的財産の保護の強化は極めて

⁽¹⁷⁾ 2019 年 6 月の G20 大阪サミットにおいて承認された、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性などの要素を含む、質の高いインフラ投資に関する諸原則

⁽¹⁸⁾ SEARP : Southeast Asia Regional Programme

重要である。日本は、APEC、WTO (TRIPS)⁽¹⁹⁾、世界知的所有権機関 (WIPO)⁽²⁰⁾ などにおける多国間の議論の進展や国際的な連携の強化に貢献している。また、CPTPP、RCEP 協定、日 EU・EPA、日英 EPA などの経済連携協定において知的財産に関する規定を設けることなどを通じ、日本の知的財産が国内外で適切に保護され活用されるよう環境整備に取り組んでいる。

同時に、深刻化する模倣品・海賊版を始めとする知的財産の課題に直面する日本企業を迅速

かつ効果的に支援するため、その窓口となる知的財産担当官をほぼ全ての在外公館に設置し、情報収集、対応策の検討、相手国当局などへの働きかけを行っている。また、これらの担当官の能力強化を目的とする会議を開催し、各国・地域の知的財産関連情報の交換や、日本企業が直面する侵害事案への対応実績や知見の共有を通じ在外公館の対応体制の強化を図っている。2024年は、東南アジア、中南米、中東・北アフリカ地域を対象に開催した。

コラム COLUMN

国際会議と二国間会談 －OECD 閣僚理事会の裏側で－

■ OECD 閣僚理事会の裏側で

皆さんは1964年と聞いて何を思い浮かべますか。東京オリンピック、東海道新幹線開通、王貞治選手^{ただはる}の55本塁打など、幾多もの歴史的瞬間を刻んだこの年に、日本は経済協力開発機構 (OECD) に加盟しました。そして、60周年の節目の年を迎えた2024年、パリで開催されたOECD閣僚理事会で日本は議長国を務め、「変化の流れの



OECD 閣僚理事会における集合写真 (5月2日、フランス・パリ)

共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」をメインテーマとし、議論を主導し、閣僚声明を採択しました。今回は、こうした表立った成果の裏側で、日本が各国と行った会談の意義と成果について紹介します。

■ 多国間会合における二国間会談の意義

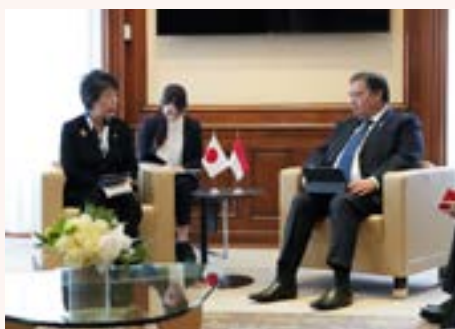
多国間会合の場では、多くの二国間会談が行われていることをご存じでしょうか。こうした多国間会合の合間 (余白) に行われる二国間会談の機会を、外交の世界では「マージン (Margin)」と呼びます。芸術の世界では、一流ほど余白を大事にするといわれることもありますが、外交の世界でも同様です。こうした場での二国間会談は、時に両国にとって非常に重要な外交成果を生み出すことがあります。

例えば、2019年は米中双方が制裁関税を発動するなど、関係が緊張化していました。こうした中、G20 ブエノスアイレス・サミットのマージンで行われた米中首脳会談で、米中双方は更なる関税措置を暫時見合わせ、更なる協議を行うことで一致したのです。

(19) TRIPS 協定 (Agreement on Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights) : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(20) WIPO : World Intellectual Property Organization

■ 閣僚理事会における二国会談の成果



上川外務大臣とアイルランガ・インドネシア経済担当調整相との会談（5月2日、フランス・パリ）

日本が議長国を務めた2024年の閣僚理事会には、OECD加盟国のほか、加盟候補国やキー・パートナー諸国、国際機関関係者などが参加し、マージンで様々な国と二国会談を行いました。中でも、上川外務大臣は、米国、メキシコ、インドネシア、ベトナムなどと、有意義な意見交換を実施しました。OECD閣僚理事会のマージンでの会談だったこともあり、OECDも会談のアジェンダとなりました。例えば、東南アジア諸国へのアウトリーチ¹に関して、インドネシアのアイルランガ経済担当調整相との会談では、インドネシアのOECD加盟ロードマップ採択を

共に歓迎しつつ、幅広い経済分野で引き続き協力していくことで一致し、米国のキャンベル国務副長官との会談では、東南アジア諸国のOECD加盟プロセスが、「オープンかつ透明で迅速に行われることの重要性」を共有しました。

閣僚理事会のマージンを利用した二国会談は二国間関係の強化に貢献するだけでなく、OECDによる東南アジアへのアウトリーチに関して成果があったといえます。

■ まとめ

今回は、2024年のOECD閣僚理事会のマージンで行われた日本と各国の二国会談が、OECDという多国間外交上の成果にもつながった例について紹介しました。多国間会合が行われる場では多くの二国会談が行われていますが、これらの会談一つ一つには必ず何らかの意図や目的があります。そうした会談の背景を考えると、外交への理解が深まり、より外交が面白く感じられるかもしれません。

1 アウトリーチ：この文脈では、OECDが加盟国と協力してOECD非加盟国へのOECDの基準の普及を働きかけたり、様々な政策分析報告書作成や国際会議の開催を協力して行うこと

3 国際会議における議論の主導

(1) G7

G7は、国際社会が直面する諸課題に結束して対応している。ロシアによるウクライナ侵略の継続や、中東情勢の緊迫化などの新たな挑戦に直面する中、2023年のG7広島サミットで強調された、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持やG7を超えた国際的なパートナーへの関与の強化という二つの視点はますます重要性を増しており、これらは2024年の

G7イタリア議長下でも引き継がれた。

6月13日から15日まで開催されたG7プーリア・サミットでは、議長国イタリアが最優先課題に掲げるアフリカや移住問題への対応を始め、ウクライナ、中東、インド太平洋といった地域情勢、経済安全保障、AI、気候・エネルギー、開発などについて議論し、国際社会が直面する課題への対応をG7が主導していく姿勢を示した⁽²¹⁾。また、ウクライナ情勢に関する

(21) 成果文書を含むG7プーリア・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00005.html





G7 プーリア・サミット
(6月13日、イタリア・プーリア 写真提供：首相官邸ホームページ)

セッションの一部にはゼレンスキー・ウクライナ大統領が参加した。

岸田総理大臣は、前年のG7広島サミットの成果も踏まえ、以下のとおり日本の立場や取組を発信した。

(ア) アフリカについては、アフリカ諸国の声に寄り添った協力の拡充の重要性に加え、グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)を始めとした取組をアフリカのニーズに沿う形で一層推進すべきであることを強調した。

(イ) イスラエル・パレスチナ情勢について、停戦及び事態の早期沈静化が最重要であり、即時停戦、人質の解放、人道状況の改善、及び持続的な停戦を作り上げていく必要があると強調した。

(ウ) ウクライナ情勢について、「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との考えの下、引き続き対露制裁とウクライナ支援を強力に推進すると述べた。G7首脳は、約500億ドル規模の「ウクライナのための特別収益前倒し融資」を立ち上げることで一致し、プーリア・サミット後の10月に同融資を実施するための方策について一致した。

(エ) インド太平洋情勢について、リードスピーカーとして日本の考え方を包括的に述べ、この地域の問題を引き続きG7の優先課題として取り組む必要性を強調した。G7首脳は、中国をめぐる諸課題への対応や、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(オ) 経済安全保障について、過剰生産や経

済的威圧を含む経済安全保障上の課題への対応や国際連携の在り方に関する日本の立場を述べつつ、議論を主導した。

(カ) AIについて、安全、安心で信頼できるAIを利用できるためのガバナンスの形成が急務であり、前年に広島AIプロセスで策定した国際指針や行動規範を実践するとともに、G7を超えた取組を進めていくことの重要性を強調した。

(キ) エネルギーについて、エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉え、経済成長を阻害せず、各国の事情に応じた多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことが引き続き重要であると述べ、エネルギー移行に伴い需要が増す重要鉱物については産出国との協力の重要性を指摘した。

2024年のG7イタリア議長下では、6月のプーリア・サミットに加え、2月、4月及び10月にG7首脳テレビ会議及び電話会議が行われ、ロシアによるウクライナ侵略や緊迫化する中東情勢への対応などについて議論が行われた。また、12月には、G7イタリア議長年を締めくくるG7首脳テレビ会議も開催された。

G7外相会合は、2024年にオンライン形式も含めて計6回開催された。前年の日本議長年に続き、中東情勢、ウクライナ情勢に加えインド太平洋についても中心議題としてG7で緊密な意思疎通が行われた。4月17日から19日にカプリ島（イタリア）で開催されたG7外相会合では、G7外相が、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋に対するコミットメントを再確認するとともに、中東情勢についてG7として緊密に連携して対応していくことで一致した。また長く厳しい状況の中にあるウクライナを支える揺るぎない決意を再確認した。

11月25日及び26日にフィウッジ（イタリア）で行われたG7外相会合では、分断が深刻化する現在の国際社会において、価値や原則を共有するG7がしっかりと連携を維持・強化すること、また、世界の多くの国々ときめ細かに連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持していく重要性について一致した。



G7外相会合（11月26日、イタリア・フィウッジ）

中東情勢については、安定を取り戻すための外交努力や人道状況改善のための連携の重要性について議論し、G7として国際社会と連携して対応していくことで一致し、ウクライナについては、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現に向けて引き続き取り組んでいくことで一致した。インド太平洋については、インド太平洋及び欧州の安全保障環境が、これまで以上に不可分となっていると指摘されるとともに、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るため、引き続きG7を含む関係国で協力して対応していくことを再確認した。

G7貿易大臣会合については、2月7日に第1回会合がオンラインで開催され、第13回WTO閣僚会議（274ページ 2（2）ア（イ）参照）の成功に向けたG7の連携について確認した⁽²²⁾。また、7月16日及び17日には、第2回会合がイタリアのレッキョ・カラブリアで開催され、WTOを中核とする自由で公正な多角的貿易体制の維持・強化、公平な競争条件（LPF）の確保、貿易と環境持続可能性、経済的強靱性及び経済安全保障などについて率直な議論が行われた⁽²³⁾。

(2) G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協力のプレミア・フォーラムである。11月18日及び19日にブラジルで開催されたG20リオデジャネイロ・サミットでは、ロシアによるウクライナ侵略が継続し、中東情勢が一層緊迫化する中、持続可能な開発、飢餓・貧困対策、国連改革や国際開発金融機関（MDBs）改革を含むグローバル・ガバナンス改革、気候変動・エネルギー移行といった国際社会が直面する重要課題について議論が行われた⁽²⁴⁾。

石破総理大臣からは、日本としてG20議長国ブラジルが最重視する「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に積極的に参加することを表明するとともに、気候変動・エネルギー移行、環境、防災など国際社会の課題に共に取り組む方針を強調した。G20が国際協調を主導していくべき分野は多く、その役割が一層重要になっていることから、石破総理大臣からは、対立を超え、全ての国が責任を共有するグローバル・ガバナンス構築の必要性を強く訴え、G20リオデジャネイロ首脳宣言にも「共通の責任の共有」が盛り込まれた。また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を強調し、ロシアによるウクライナ侵略と中東情勢について日本の立場を明確に主張した。

2月21日及び22日、リオデジャネイロでG20外相会合が開催され、上川外務大臣が出席した。会合では、ウクライナ情勢や中東情勢への対応、また、安保理改革を含むグローバル・ガバナンス改革などについて議論が行われた。上川外務大臣からは、日本は「法の支配」及び「人間の尊厳」が守られる世界を実現するため積極的に取り組む考えを強調した。また、9月25日にも国連本部でグローバル・ガバナ

(22) 成果文書を含むG7貿易大臣会合第1回会合（オンライン）の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00309.html

(23) 成果文書を含むG7貿易大臣会合第2回会合の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/pageit_000001_00843.html#section1

(24) 成果文書を含むG20リオデジャネイロ・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_01126.html

(22)



(23)



(24)





G20リオデジャネイロ・サミット（11月18日、ブラジル・リオデジャネイロ）写真提供：首相官邸ホームページ

ンス改革を議題としてG20外相会合が開催され、成果文書として「グローバル・ガバナンス改革への行動要請」が発出された。

(3) アジア太平洋経済協力(APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。

APECの中長期的な方向性を示す「プトラジャヤ・ビジョン2040」では、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれ、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティを実現すること」が明記されている。同ビジョンの下、地域の貿易・投資の自由化・円滑化や地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を実施している。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする観点からも大きな意義がある。

2024年はペルーが議長を務め、「エンパワーメント (Empower)、包摂 (Include)、成長 (Grow)」というテーマの下、優先課題として、包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資、フォーマルかつグローバルな経済への移行

を促進するイノベーション及びデジタル化、並びに強靱な発展のための持続可能な成長が掲げられ、様々な会合において議論が行われた。

11月15日及び16日にリマ（ペルー）で開催された首脳会議では、「マチュピチュ首脳宣言」が採択され、自由で開かれた、公正かつ無差別で、透明性があり、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境の実現、ルールに基づく多角的貿易体制及びWTO改革への支持、そして、女性の経済的地位向上などについて明記された。また、ウクライナ及び中東情勢に関する議長声明が発出された。

石破総理大臣は、首脳会議において、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄のために、ルールに基づく自由で開かれた、公正で透明性のある貿易・投資環境及びWTOを中核とする多角的貿易体制を維持・強化することの重要性を強調した上で、WTO改革や質の高いインフラ投資の推進、女性の経済的地位向上と能力構築支援を一層推進していくことを述べた。また、同地域における包摂的な成長のために、信頼性のある自由なデータ流通の実現に向けた国際枠組みを通じた国際ルールの策定、アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) の取組を含む脱炭素化に向けたエネルギー移行、食品ロス・廃棄物の削減の重要性について主張した。

さらに、ロシアのウクライナ侵略は、法の支配に基づく国際秩序に対する明確な挑戦であり、北朝鮮とロシアの軍事協力の一層の進展について深刻な懸念を表明し、また、中東情勢について、全ての当事者に対し、最大限の自制と国際法の遵守を強く求めると述べた。

なお、2025年は、韓国が議長を務めることとなっている。

4 日本企業の海外展開支援(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)

(1) 外務本省・在外公館が一体となった

日本企業の海外展開の推進

外国に進出している日本企業は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開に積極的に取り組んできたことの現れである。グローバル・サウスなど、海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して日本企業の海外展開支援に取り組んでいる。在外公館では、「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、大使や総領事が自ら先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員と共に、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけなど、各地の事情に応じた支援を行っている。4月以降、第三国市場への進出など、国境を越えた活動を展開する日本企業を効果的に支援することを目的に、新たに経済広域担当官を指名しており、広域の視点に立った支援を開始している（2024年12月末時点、アフリカ、東南アジア、中央アジア、中南米市場などを念頭に14か国17公館で指名されている。）。そのほか、経済的威圧に関する相談対応や、アジア・アフリカ地域などの一部公館では、現地の法令事情に精通した日本人弁護士を活用し、現地の法制度に関するセミナーや法律相談なども実施している。

ビジネス上の課題に関する相談対応だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプションや展示会を含む各種イベントで、日本企業の製品・技術・サービスや日本産農林水産物などの「ジャパンブランド」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一環である。日本企業の商品展示会や試食・試飲会、ビジネス

展開を目的としたセミナー、地方自治体の物産展など、日本製品や日本産食品を広報・宣伝する場として、あるいは現地企業・関係機関との交流・ネットワーキングの場として、大使館や大使公邸などの施設を積極的に活用してきている。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2024年12月までに58回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、フォローアップを行ってきたが、2024年12月には、世界のインフラ市場の構造的な変化などインフラ海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定し、従来のインフラ概念を超え、新たな領域においても政策対応を講じつつ官民が連携して挑戦し、日本と相手国双方の成長につなげていく方向性が打ち出された。この戦略において、(ア) 相手国との共創を通じた日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、(イ) 経済安全保障などの新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、(ウ) GX（グリーントランスフォーメーション）・DX（デジタルトランスフォーメーション）などの社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3本の柱につき具体的施策が明記され、2030年のインフラシステムの受注額を45兆円とすることが目標として掲げられた。外務省としては、首脳・外相レベルを始めとするトップセールスの推進に加え、在外公館を通じた支援や政府開発援助（ODA）の活用を通じた取組を進めている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する 輸入規制撤廃)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、2020年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向け、政府一体となって取り組んでいる。2021年と、2022年6月、同年12月及び2023年12月には本戦略を改訂し、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、輸出拡大に向けた取組を実施しており、特に63か国・地域の計85の在外公館では日本企業支援担当官（食産業担当）を指名、そのうち一部公館には現地事情に精通する農林水産物・食品輸出促進アドバイザーも設置するなどして重点的に取り組んでいる。また、在外公館などのネットワークやSNSも活用しながら、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信しているほか、各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的なPR活動を行っている。加えて、一部都市では、在外公館・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）海外事務所などで構成する輸出支援プラットフォームが、現地を拠点とする強みをいかし、国内事業者、品目団体、都道府県などに対し、現地発の有益な情報を提供するほか、これらの関係者と海外の事業者とをつなぎ、様々なプロモーション活動をオールジャパンで行うための企画立案を行う役割を果たしている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、

1日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、累計で49か国・地域が規制を撤廃した。また、9月には、台湾が規制の更なる緩和を発表した。

一方、2024年末時点も6の国・地域が規制を維持している（輸入停止を含む規制：韓国、中国、香港、マカオ、ロシア、検査証明書などの要求：台湾）。特に中国、香港、マカオ及びロシアは、2023年8月のALPS処理水の海洋放出の開始を受けて新たに強化した規制を現在も維持している。

このうち中国との間では、2024年9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国政府は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。日本として、こうした発表を踏まえ、引き続き中国政府に対してあらゆるレベルで日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めている。

また、日本はWTOにおいて、中国を含む各国・地域の規制につき早期の規制撤廃を一貫して強く働きかけ、SPS協定に基づき中国などに討議要請を行ったほか、WTOの関連委員会においても日本の立場を説明している。さらに、日中両国が締約国となっているRCEP協定の規定に基づき、中国政府に対して討議の要請を行い、中国が協定の義務にしたがって討議に応じるよう求めている。このように、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく規制の早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強く説明及び働きかけを行っていく。

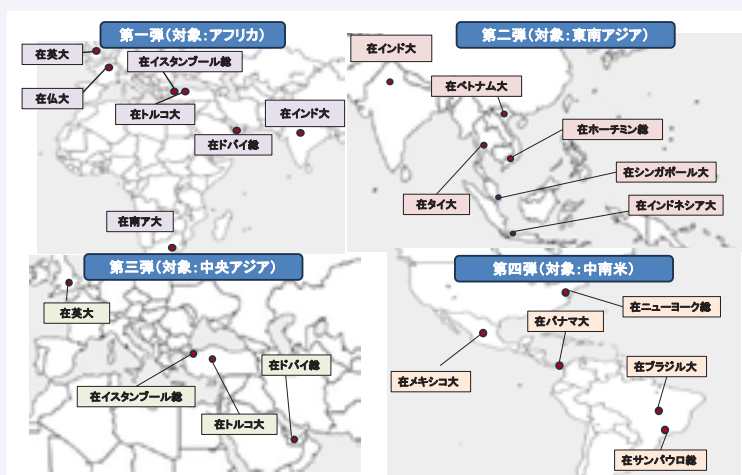
特集

SPECIAL
FEATURE

経済広域担当官の指名

近年、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる開発途上国・新興国の経済的な存在感が急速に高まっています。日本の経済を更に成長させていく観点から、この「グローバル・サウス」の活力を日本に取り込むことが一層重要になってきています。こうした認識の下、一部の日本企業は、海外に設けた生産拠点から将来の成長が期待できる第三国向けの輸出を視野に入れた生産活動を行っているほか、拠点国の現地企業と連携しながら成長著しい第三国市場への進出に向けた取組を進めるなど、国境・地域を越えた事業展開を加速させています。一方、こうしたビジネスを進める上で、日本企業は、進出／輸出先となる第三国の当局による突然の規制追加・変更、税制上のトラブル、不当利益（賄賂）供与依頼などへの対応、査証や労働許可の取得の遅延など、様々なリスクに直面します。また、第三国への進出／輸出を円滑に進める上では、その国に関する政治、経済、治安などに関する情報へのアクセスや、信頼できる他国のパートナー企業との連携も鍵となってきます。

こうした課題や実態を踏まえ、日本企業が抱えるそれぞれの事情やニーズに柔軟に呼応できるよう、外務省は、2024年を通じ、複数の在外公館において経済広域担当官を新たに指名しました。以前は、各国の大使館や総領事館の日本企業支援担当官が、主にそれぞれの国における事業活動に関する個別の相談・支援要請に対応してきていましたが、経済広域担当官は、「グ



経済広域担当官の指名地域

ローバル・サウス」への事業展開に関心を有し、広域の視点をもって戦略的に海外への事業展開を進めている日本企業のニーズに、よりの確に、かつ積極的に応えていくことになります。具体的には、第三国市場への進出／輸出を進める企業に対して、その国のビジネス環境などに関する情報提供を行ったり、企業から個別に相談がある場合には、進出先となる国の政府に対する外交的働きかけを調整することになります。また、第三国でのビジネス環境を熟知している外国企業とのネットワーキングも積極的に行っていきます。



上川外務大臣と経済広域担当官とのオンラインによる意見交換の様子（7月12日）

今後も、この経済広域担当官を効果的に運用しつつ、外務本省や関係省庁・機関と世界各地の在外公館の間のネットワークも活用しながら、オールジャパンでの日本企業支援を積極的に進めていきます。

5 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(1) 需要(消費)構造、(2) 供給(生産)構造、(3) 資源選択における三つの変化が生じている。(1) 需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。(2) 供給については、「シェール革命」⁽²⁵⁾により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産の液化天然ガス(LNG)の更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(3) 資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス(GHG)の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、2015年12月に気候変動に関するパリ協定が採択されてからは、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展するとともに、2021年以降、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言がなされている。一方、2021年から上昇傾向にあったエネルギー価格は、2022年には、ロシアのウクライナ侵略が引き起こしたエネルギー危機、また2023年10月以降の中東情勢の緊迫化で大きな変動を経験した。2024年のエネルギー価格は比較的落ち着きを取り戻したものの、国際社会はエネルギー市場の安定化と脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電において化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率(原子力を含む。)は、2011年の震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年には12.1%まで持ち直したものの、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。日本の原油輸入の約95%が中東諸国からである。一方、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も求められている。日本は、2020年10月に、2050年のカーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の(2013年度比)46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性(Safety)、安定的供給の確保(Energy Security)、エネルギーコストの経済的効率性の向上(Economic Efficiency)、気候変動などの環境への適合性(Environment)を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。2024年5月から、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、第7次エネルギー基本計画の策定に向けた議論が行われている。

(25) シェール革命：2000年代後半、米国でシェール(Shale)と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えている。

イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析及びエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むための在外公館の体制強化を目的とし、2024年末時点で計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置し、石油、天然ガス、石炭及び重要鉱物資源に関する現地情報を収集・集約し、民間企業、関係機関などとの連絡・調整を通じ、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の構築・強化に努めている。

また、2009年から、主要資源国に設置された在外公館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えたエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を定期的に開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきている。2024年には、重要鉱物資源のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた連携強化というテーマで開催し、各国における資源外交の取組の現状及び課題を共有し、国内の関係機関及び在外公館間の連携の重要性などを確認した。

(イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万英熱量(BTU)当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく高騰し、エネルギー市場は不安定化した。

この状況下、日本は、同年2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関(IEA)⁽²⁶⁾加盟国として、同年3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

こうしたエネルギー情勢の中で、資源生産国に対して、エネルギー市場の安定化や増産の働きかけも行っている。2024年5月に岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子兼首相とのテレビ会談を行ったほか、7月に上川外務大臣とジャーベル・アラブ首長国連邦産業・先端技術相兼日本担当特使との会談を実施した。産油国に対して、こうした首脳・閣僚レベルでの累次の会談の機会に働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルでも働きかけを行った。

(ウ) 国際機関などを通じた取組と成果

エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用してきている。エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保、供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定供給体制の確保が重要であることを国際社会に発信している。

2月、岸田総理大臣は、IEA閣僚理事会にビデオ・メッセージを送り、多様な道筋の下での世界全体の秩序あるエネルギー移行の実現に向けて、エネルギー安全保障を中核ミッションとするIEAの更なる貢献に期待し、引き続きIEAと連携していくと述べた。また、同理事会に出席した辻外務副大臣は、地政学的リスクと気候危機の下で歴史的なエネルギー移行期にある中で、ネット・ゼロという共通の目標に向けて多様な道筋の下でエネルギー移行を加速するため

⁽²⁶⁾ IEA : International Energy Agency

には、官民学の幅広い連携とクリーン・エネルギー技術の活用を推進することが重要である、として、今後もIEAと連携していくことを発言した。

9月、鉱物安全保障パートナーシップ (MSP)⁽²⁷⁾ 副大臣級会合が開催され、赤堀外務審議官が出席し、持続可能な鉱物資源開発及び重要鉱物のサプライチェーンの多角化・強靱化において資源国及び金融機関との関与強化は極めて重要であると述べた。その上で、MSPの活動を通じて資源国の課題や支援ニーズを把握し、個々のプロジェクトや協力の推進につなげていくことが、資源国の期待に応える上でも重要であるとして、日本としてMSPメンバー国及び資源国との連携を強化していく立場を明らかにした。

また、周辺海域に埋蔵されている海底資源を含めた大陸棚の権益の確保の観点から、日本は、国連海洋法条約 (UNCLOS)⁽²⁸⁾ に従い200海里を超える大陸棚の設定に取り組んできており、2008年に大陸棚限界委員会 (CLCS) に対して日本の大陸棚の延長を申請し、2012年に一定の延長を認める勧告を受けた。このうち小笠原海台海域の延長大陸棚については、関係国である米国との間での調整が進捗したことから、2024年6月、同海域の大部分を日本の延長大陸棚として定めた。

(エ) エネルギー憲章条約の近代化テキストの採択

エネルギー憲章に関する条約 (ECT)⁽²⁹⁾ は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本については2002年に発効）。

欧州及び中央アジア諸国を中心とした47か国・機関が本条約⁽³⁰⁾を締結している（2025年1月時点）。2020年以降の条約改正交渉を経て、2024年12月のエネルギー憲章会議第35回会合において、改正条約案が採択された。改正条約には、水素やアンモニアなどの新たなエネルギー原料に対する本条約上の投資保護規律の適用、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設、通過の自由の更なる促進に係る規定などが盛り込まれた。日本は、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として就任している。

(オ) 広報分野での取組

3月、外務省は、「クリーン・エネルギー移行に不可欠な重要鉱物」をテーマに、オンラインでのセミナーを開催した。本セミナーでは、エリザベス・プレスIRENA⁽³¹⁾計画・プロジェクト支援局長及び久谷一郎一般財団法人日本エネルギー経済研究所資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット担任兼国際情勢分析第1グループマネージャー研究理事が基調講演を行ったほか、エネルギー・重要鉱物に携わる政府関係者などなどがパネリストとして登壇し、エネルギー移行に不可欠な重要鉱物サプライチェーンの多角化・強靱化に必要な取組について、活発な議論が行われた。

(27) MSP : Minerals Security Partnership

(28) UNCLOS (United Nations Convention on the Law of the Sea)

(29) ECT : Energy Charter Treaty

(30) エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

(31) IRENA (International Renewable Energy Agency) : 国際再生可能エネルギー機関

(2) 食料安全保障の確保

ア 食料安全保障をめぐる情勢

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナの流行、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶といった農業・食料システムへの影響が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に世界規模で急激に悪化した。さらに、食料生産のための土地利用、気候変動に適応した農業生産、効率的な肥料の利用などといった持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた課題に直面している。

2024年の「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」⁽³²⁾によると、2023年には、世界全体で7億1,300万人から7億5,700万人が飢餓に直面したと推定され、その割合は、世界全体では11人に1人、アフリカでは5人に1人となっている。

イ 食料安全保障の確保に向けた外交的取組

外務省として、国際社会における食料安全保障の確保に向けて、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 国際的枠組みにおける協力

5月のG7プーリア・サミットにおいて岸田総理大臣は、「AI、エネルギー／アフリカ、地中海」のセッションでの食料安全保障の議論において、G7広島サミットでは招待国も含めて具体的な共同行動につき合意したが、引き続き支援を必要とする国は多いと指摘した上で、包摂的、強靱かつ持続可能な農業・食料システムの確立が急務であると述べた。その上で、日本

は土壌の健全性、気候変動にも強い作物に着目した支援である「適応作物と土壌に関するビジョン (VACS)」⁽³³⁾とも連携し、引き続きアフリカの食料安全保障に貢献していくと述べた。11月のG20リオデジャネイロ・サミットに出席した石破総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、飢餓・貧困を撲滅し、誰もが人間の尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会を実現する必要がある、そのためには食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点が重要であると述べた。また、同サミットの主要な成果として「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が創設され、日本もこれに参加した。また、日本は、6月には、国際穀物理事会 (IGC)⁽³⁴⁾と「食料危機における行動に関する対話」を共催した。この対話において、各国政府、国際機関及び企業などからの幅広い参加を得て、食料安全保障の危機時に、危機の悪化を避けるために輸出国及び輸入国を始めとする市場関係者がとるべき行動について議論し、その結果を「食料安全保障の危機に際しての輸出者及び輸入者のための行動原則」として取りまとめた。

(イ) 国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関 (FAO)⁽³⁵⁾の活動を支えている。日本は、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じて世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議などを実施している。

⁽³²⁾ 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI) : SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書

⁽³³⁾ 適応作物と土壌に関するビジョン (VACS) : アフリカを念頭に、気候変動や増加する食料需要に対処するため、土壌の健全性向上と気候変動に強靱で栄養価の高い伝統作物の生産促進を通じて食料安全保障と栄養の強化に資するアフリカの食料システムを構築することを目的として、2023年2月に米国・アフリカ連合 (AU)・国連食糧農業機関 (FAO) の主導により発足。日本は約600万ドルをFAOに拠出し、VACSの取組を支援している。なお、2024年のイタリア議長国下のG7においてVACSを支援することの重要性が首脳宣言などに盛り込まれた。

⁽³⁴⁾ IGC : International Grains Council

⁽³⁵⁾ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

(3) 漁業(マグロ・捕鯨など)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会（IWC）⁽³⁶⁾が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

日本は、領海と排他的経済水域（EEZ）⁽³⁷⁾に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変わることはない。日本は、IWC総会やIWC科学委員会へのオブザーバー参加を始め、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）⁽³⁸⁾といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、持続可能な漁業に対する深刻な脅威である。11

月に行われたAPEC首脳会議などを始めとする国際的な機会を捉え、国際社会が連携しつつIUU漁業対策を推進していくことの重要性を引き続き確認した。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」（PSMA）⁽³⁹⁾への加入を未締結国に対して呼びかけている。さらに、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした関連機材の供与を含む能力構築支援を行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可能性が懸念されている。このような懸念を背景として、2021年6月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関が参加する「中央北極海無規制公海漁業防止協定」が発効した。2024年6月に開催された同協定の第3回締約国会合では、中央北極海における共同科学調査・モニタリング計画の実施計画が採択されたほか、試験漁業に係る保存管理措置の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関（RFMO）⁽⁴⁰⁾に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、12月、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）⁽⁴¹⁾の年次会合において、近年の太平洋クロマグロの資源回復を受けて、漁獲上限を前年比で小型魚10%、及び大型魚50%の増加などが合意された。また2024年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）⁽⁴²⁾の年次会合において、メバチマグロの総漁獲可能量（TAC）の増加が認められた。ミナミマグロに

(36) IWC : International Whaling Commission

(37) EEZ : Exclusive Economic zone

(38) NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission

(39) PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

(40) RFMO : Regional Fisheries Management Organization

(41) WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

(42) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

については、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）⁽⁴³⁾において、科学委員会からの勧告を踏まえ、現在のTACを維持することが合意された。

サンマについては、資源が過去にない水準に低迷しており、それに伴う不漁が問題となっている。4月、大阪で開催された北太平洋漁業委員会（NPFC）⁽⁴⁴⁾の年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量を自動的に算出する漁獲管理規則が合意された。この規則により、サンマのTACを10%削減する措置に合意した。引き続き資源管理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、6月、ウナギに関する第3回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、6月に、東京で、第17回非公式協議が対面形式で開催され、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定などについて議論及び確認が行われ、4者間で協議の結果を共同発表することで一致した。

(4) 対日直接投資

対日直接投資の推進については、2014年から対日投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担う対日直接投資推進会議で、外国企業経営者の意見を吸い上げ、日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置などを策定している。2023年4月の同会議（第11回）においては、対日直接投資促進のための100の施策で構成される「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」が策定された。また、2024年5月の同会議（第12回）では、特に重点的に取り組むべき10施策を「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」として策定し、省庁横断で取り組んでいる。なお、経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023及び同

2024（骨太の方針2023及び2024）」においても、2030年までに対日直接投資残高100兆円を早期達成するとの目標が明記されている。

外務省では、対日直接投資推進会議で決定された施策に基づき、在外公館を通じて各種取組を戦略的に実施している。2023年度には、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館のネットワークを活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントを開催するなど、活動実績は750件以上となった。また、2023年6月には、海外における人材・投資誘致体制を抜本強化するため、在外公館長・JETRO海外事務所長レベルでの連携による「FDIタスクフォース」を5拠点（ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、シドニー）に設置し、対日直接投資誘致活動を強化している。

日本国内では、2024年1月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、海外から見た日本のビジネス環境や投資先としての日本の魅力を広く発信するため、政府・ビジネス界代表・企業関係者が講演し、国内外企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所、政府・地方自治体関係者など約180人が参加し、活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)、2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)開催に向けた取組

2025年4月の大阪・関西万博開催に向け、日本政府として多数の国・地域、国際機関に対し参加を精力的に呼びかけてきたところであり、2024年12月末時点で160以上の国・地域・国際機関の参加表明を得ている。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（「日本国国際博覧会協会」）は、2024年6月と2025年1月に「国際参加者会議」を開催し、大阪・関西万博に参加予定の国・地域、国際機

⁽⁴³⁾ CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

⁽⁴⁴⁾ NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

関を奈良県奈良市及び兵庫県姫路市に招き、万博開幕までの最終準備に向けて各種情報の提供を行った。

大阪・関西万博には、国内外から多数の来場が見込まれており、「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博のテーマの下、世界に日本の魅力を発信し、2030年を目標年とするSDGs達成への取組を加速化する良い機会となる。外務省としても、在外公館及び外交ルートを通じた各国の出展準備の側面支援や、在外公館におけるレセプションや各種イベントを活用した海外での機運醸成活動などにも力を入れており、関係省庁・日本国際博覧会協会とも緊密

に連携し、大阪・関西万博の成功のために引き続きオールジャパンで取り組んでいく。

さらに、2027年には、横浜市で「幸せを創る明日の風景」をテーマに国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）が開催予定である。この博覧会は、花や緑を始めとする自然との共生や、持続可能な農業、気候変動、脱炭素化などの地球規模課題に対する自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）の提示を目指すものであり、外務省としても、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会及び関係省庁と連携しながら、各国・国際機関に対して積極的に参加招請活動を行っている。

特集

SPECIAL
FEATURE

対日直接投資推進に向けた
FDIタスクフォースの設置

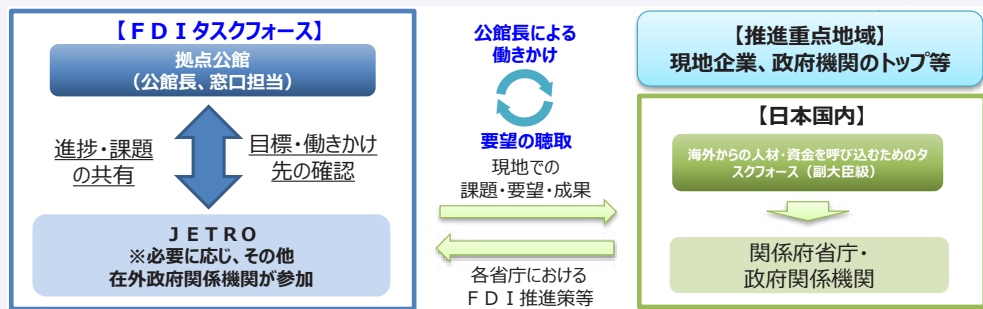
皆さんは「対日直接投資（FDI）」という言葉聞いたことがありますか。経済学の授業でおなじみの「I」、つまり投資（Investment）を思い出す方もいるかもしれませんね。「IS-LM曲線」やケインズの理論の中でしばしば登場するあの投資です。投資がこれだけ頻繁に取り上げられるのは、経済にとって非常に重要な役割を果たしているからです。

対日直接投資もその一環で、単に海外からの投資によって日本に資金が流入するということだけではなく、海外から人材、企業、そして新たなアイデアを上手に日本へ呼び込むことで、経済の競争力を高め、イノベーションを促進する力があります。このように、対日直接投資は日本経済の持続的な成長にも大きく貢献しているのです。

政府は「骨太の方針2023」及び「骨太の方針2024」において、2030年までに対日直接投資残高100兆円を早期達成するとの目標を掲げ、オールジャパンで対日直接投資の推進に取り組んでいるところです。100兆円を数字で表すと、100,000,000,000,000円です。これは、国の年度の一般会計予算の桁数と同じですが、なかなかこのような桁数を目にする機会はないですね。スポーツ界では、「年俸1億円プレイヤー」といわれることがありますが、100兆円とは、そうした一流アスリートを100万人雇える金額です！対日直接投資はそれだけの可能性を秘めているともいえるかもしれません。外務省では、海外126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置し、幅広いネットワークを活用しながら、対日投資案件の発掘につながる情報収集や対日直接投資案件の成立に向けた支援体制を整えています。

2023年6月、対日直接投資誘致の体制を抜本的に強化するため、米国（在ニューヨーク日本国総領事館）、英国（在英国日本国大使館）、ドイツ（在デュッセルドルフ日本国総領事館）、フランス（在フランス日本国大使館）、オーストラリア（在シドニー日本国総領事館）の5拠点に「FDIタスクフォース」を新たに設置しました。

FDIタスクフォースでは、在外公館長・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）事務所長レベルで連携しながら、現地の主要企業や政府機関の幹部への働きかけを強化し、日本進出を目指す外国企業を支援するなど、日本への投資・誘致の促進に向けて、強力に取り組んでいます。



FDIタスクフォース 概要図

例えば、FDIタスクフォース設置拠点の一つである在英国日本国大使館では2024年6月に「日英金融関係者レセプション」を開催しました。同レセプションは、金融分野において、日英間のより一層の協力関係強化の気運が高まっていることを背景に、官民間問わず様々な金融関係者の交流を促進する目的で開催するものであり、2023年5月に引き続き、2回目の開催となります。レセプションは、単なる名刺交換の場ではなく、新たな経済協力関係が生まれる出発点になり得ます。未来の経済を動かすアイデアやパートナーシップが、このような交流の場で育まれているのです。

外務省は今後も、海外からヒト・モノ・カネ・アイデアを呼び込み、日本経済の成長力を強化し、イノベーションを創出するため、対日直接投資の推進を強力に進めていきます。